

社会福祉法人愛抱会

役員等の費用弁償に関する規則

平成28年 4月 1日 改正

平成29年 5月30日 改正

令和 元年 9月26日 改正

第1条 役員及び評議員が次の各号のいずれかに該当する時は、その費用を弁償し、または手当を支給するものとする。

- 1 理事会又は評議員会の招集に応じたとき
- 2 監事が業務の執行及び財産の状況を監査するため旅行したとき
- 3 役員が会務のため旅行したとき

第2条 役員及び評議員が前条の各号に要した費用の弁償額及び手当は別表による範囲以内において行う。

第3条 施設長を兼務する役員が当該施設の職務執行上に要する費用は社会福祉法人愛抱会旅費規程（以下「旅費規程」）による。

第4条 その他の事項については旅費規程を準用する。

第5条 常勤を伴う理事長並びに理事には理事手当を出すことが出来る。
月額、理事長3万円、月額、理事1万円とする。

この規則は平成17年10月7日より実施する。

別表

区 分	日 当	宿 泊 料	摘 要
理事長手当（常勤）	月額 30,000 円	10,000 円	
理事手当（常勤）	月額 10,000 円	10,000 円	
監事手当	日額 10,000 円	10,000 円	
理事費用弁償（非常勤）	5,000 円	10,000 円	
評議員会出席費用弁償	5,000 円	10,000 円	

理事長・理事・監事・評議員選任・解任委員・
評議員・第三者委員等の報酬・費用弁償等の一覧

	報酬	費用弁償（毎回）
理事長	月額 3 0 0 0 0 円	
理事	月額 1 0 0 0 0 円	
評議員選任・解任委員		5 0 0 0 円
評議員		5 0 0 0 円
第三者委員		5 0 0 0 円
監事	毎回 1 0 0 0 0 円	

社会福祉法人 愛抱会

役員・評議員・第三者委員名簿

理事長	石井貞人
理事	石井藍子・佐曾利須美子
理事(非常勤)	山崎章夫・富田真理子・土金隆雄
監事	諫山敦・中川由美子
評議員	莊子淳子・池田賢司・大野桂一 石原みどり・佐々木ひろ子・八代善彦 染谷修子
第三者委員	庄野紀美子・島田吉子
評議員選任解 任委員	中川由美子・大塚節子・鈴木宏章

令和7年6月19日